

別府市障がい者計画の施策体系項目
別に見る市民からの意見と別府市の
取組状況

(項目：相互理解の促進、権利擁護)

論点	
項目： 相互理解の促進	どうすれば、障がいや障がいのある人に対する理解が深まるのか？
細目： 啓発・広報	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発や広報をどのように推進していけばよいか？ ・各種団体の大会一般の方への情報。 ・啓発の場を拓げるのではなく、効果的な実際について議論した方がよいのでは？ ・啓発、広報の多様なあり方。 ・障がい（者・児）に関する理解の促進をどう実施するか？（市民、行政等協働での取組み。マスコミとの連携） ・条例への要望。 ・市民への期待と役割。 ・当事者の声の反映と地域理解の促進。 ・一般の方に障がいのある方の日常の困りごとをどのようにして伝えることができるのか？ ・行政自体の啓発。 ・障がいの社会モデルの当否とその普及のあり方。 ・医療モデルと社会モデルの違いと、これからは社会モデルへの障がい理念の転換を進める。 ・障がいのある人とない人という2分化が適当か？（いろいろな人がいて、相互に助け合うということでは？）
市民からの意見	
<p>(障がいのある人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報が入らない。 ・知らないことが多い。 ・皆が分かるように周知してほしい。 ・精神障がいについて、知ってもらいたい。 ・内部障がいがあることを知ってもらいたい。 ・視覚障がいに対する想像力が乏しい。 ・市報等で周知していても、それを見るのも大変。 <p> 《啓発・広報の具体的手法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポスターを貼る ・自治会を通じての直接のお知らせや説明会の開催 <p>(障がいのない人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者の立場になって考えた啓発活動が必要。 ・知らないことばかりなので、まずは知ることが必要。 ・他人を思いやる気持ちの大切さを広報すべき。 ・一般市民に分かりやすく広報してほしい。 ・障害者の表記の良しあしを考えること自体が差別ではないか。 <p> 《啓発・広報の具体的手法》</p>	

- ・研修会の開催
- ・講演会の開催
- ・スポーツイベントの開催
- ・市報に掲載
- ・広告に掲載
- ・障害者週間に募金活動
- ・マスメディアの活用

別府市の取組状況

- 1 毎年度、障害者週間（12月3日～12月9日）における平日の10時と15時に市役所本庁舎で庁内放送を実施することにより、来庁者へ啓発している。

【平成23年度庁内放送内容】

障害福祉課から、お知らせいたします。

12月3日から9日は障害者週間です。

障害者週間は、国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するために設けられています。

障がいの有無にかかわらず誰もが人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現のため、一人ひとりがそれぞれの役割と責任を自覚し、日常生活や仕事のなかで自ら実施できる配慮や工夫について、いま一度考え直してみてもはいかがでしょうか。

- 2 毎年度、在宅心身障がい者のつどいを開催している。

【平成23年度開催状況】

目 的：日頃、ふれあう機会の少ない在宅心身障がい者が一堂に会し、相互の親睦と交流を図るとともに、連携を密にし、地域における障がい者福祉の向上に寄与することを目的とする。

日 時：平成23年12月4日（日）11:00～

場 所：スギノイパレス「琥珀の間」

参加者数：268人

事業費（予算額）：1,233千円【財源内訳：国庫1/2以内、県1/4以内、一般財源】

- 3 毎年度、12月の市報に障がい者の福祉サービスの概要を掲載している。

【平成23年度実施状況】 附属資料：平成23年12月号市報記事

- 4 「身体障害者補助犬法」の普及啓発について（平成22年11月26日付け事務連絡厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室）により、身体障害者補助犬法の周知徹底を図る目的で、補助犬普及啓発用のポスター、リーフレット（50部）、ステッカー（50部）が配布されたので、ポスターは障害福祉課前及び富士見通り沿い掲示板に掲示し、リーフレット及びステッカーは障害福祉課カウンターに設置することで、周知徹底を図っている。

5 別府市人権教育及び人権啓発基本計画（平成19年3月）に基づき、各種人権・同和問題啓発事業を実施している。

【平成23年度実施状況】 附属資料：平成23年度版ヒューマンライツ

（平成24年2月末現在）

(1) 身近な人権講座

講座名：「障がい者の心」 薬王寺・良福寺住職 中村俊雄氏
日 時：平成23年11月24日（木）
場 所：中央公民館講座室
参加者：一般市民・市職員等（31名）

(2) じんけんフィルムふれあいフェスタでの啓発アニメ上映

日 時：8月の差別をなくす運動月間中
会 場：東山幼小中学校、市内3児童館（計4会場）
内 容：知的障がいの従姉とのふれあいを通じて大切なことに気付いていく主人公の姿をテーマした啓発アニメの上映と室内グランドゴルフによる交流（東山地区は啓発アニメのみ）
参加者：園児・児童生徒、保護者、教職員、一般市民等 総計250名

(3) 人権啓発パネルの展示及びリーフレット配布

日 時：人権週間の前から期間中（11月上旬～12月10日）
場 所：各地区公民館・市役所1階エレベーター横
内 容：世界人権宣言や障がい者の人権問題等のパネル展示

(4) 人権ミニ講座

日 時：平成23年5月19日（木）
場 所：人権啓発センター
内 容：ユニバーサルデザインとバリアフリーについての学習等

(5) 企業・団体研修

内 容：各種団体や企業からの要請に基づく研修会の実施及び町内会、学校、企業等における啓発担当職員の派遣による研修の実施
受講者：3回 192名受講（全体46回 2, 795名）
*平成22年度については、6回 216名受講（全体37回 1, 658名）

(6) 人権啓発センター「人権ミニライブラリー」

障がい者の人権問題に関する啓発用DVD・ビデオ・図書の保有状況
DVD：5/全体24枚 ビデオ：13/143本 図書：6/193冊

6 人権啓発センターで人権教育・啓発の推進を図るための各種人権講座や研修会等を開催している。

【平成23年度取組状況】

(平成24年2月末現在)

(1) 活動内容

① 春木っ子学習室

開催日：毎週水曜日（15:00～16:40）

内 容：人権啓発センターにて、隣接する春木川小学校の4・5・6年生の希望者を対象に学習支援等を実施。

開催回数：38回

参加児童（実数）：23名

② 人権サークルふれあい

開催日：啓発行事等の関係で毎月開催ではないが、第1金曜日（10:00～12:00）

内 容：人権啓発センターにて、参加者全員で料理をつくり、人権に関連した啓発ビデオを視聴。その後会食をしながら意見交換を行い、食を通してビデオ学習に取り組み、一人ひとりのふれあいを大切にしながら人権を身近なものと感じてもらえるようなサークル活動を実施。

開催回数：7回

参加者：95名

③ 人権ミニ講座

開催日：5月・8月・11月・2月の第3木曜日（10:00～11:00）

内 容：人権啓発センターにて、市民を対象に同和問題をはじめ、高齢者、子ども、障がい者、女性の人権など、さまざまな人権課題を、短い時間で分かりやすく解説。

受講者：48名

④ 人権ミニライブラリー

内 容：人権啓発センターにて、市民、企業（団体）、学校教職員等を対象に、人権に関する啓発教材（ビデオ・DVD・本等）の貸出、閲覧、視聴の実施。

利用者：40名

⑤ 人権ギャラリー

内 容：人権啓発センターにて、同和問題をはじめとする様々な人権問題に関するパネル等の展示の実施。

⑥ 相談事業

内 容：人権や生活に関する相談事業の実施。

相談者：44名

⑦ 会議室等の貸館事業

(2) 事業費（予算額）：2,015 千円【財源内訳：その他 10 千円、一般財源 2,005 千円】

論点	
項目： 相互理解の促進	どうすれば、障がいや障がいのある人に対する理解が深まるのか？
細目： 福祉教育	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育をどのように推進していけばよいか？ ・障害者、保護者からの要望調査と市民の考え。 ・教育の場を拓げるのではなく、効果的な実際について議論した方がよいのでは？ ・小中高校における障がい教育の実施。 ・教育現場での障がい当事者による啓発活動。 ・統合教育。 ・子育て。 ・福祉教育の有効活用について。 ・小中高校からの教育（精神障害について）。 ・社会モデルの考え方を広めていくためにはどのように福祉教育を推し進めていけばよいか？ ・行政自体の福祉教育。 ・「普通校」における障がい教育のあり方。 ・障がい児の「普通校」への入学の配慮のあり方。 ・支援学校と地域のつながり。 ・インクルーシブ教育、お互いの違いを認め合い、色々な人達が集い学ぶ場。
市民からの意見	
<p>(障がいのある人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児の頃から関わっていたので、特別視することもない。 ・別府は施設がありすぎて、障がいのある子どもとない子どもに対して別々の教育がされているように感じる。 ・相談機関と学校と保護者の連携が分かりづらい。 ・子どもの頃からの教育が必要。 ・教育者の教育が必要。 ・子どもが障がいのある人を特別視する。 <p>《福祉教育の具体的手法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通学校と特別支援学校との交流 ・小中学校における定期的な障がいのある人との交流 ・義務教育での道徳教育 <p>(障がいのない人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの頃からの障がいのある人とのふれあいが必要。 ・子どもの頃からの教育に力を入れるべき。 ・児童生徒が相互理解又は知ることが大切。 ・子どもの頃からの障がいのある人への思いやる心を育てる福祉教育が必要。 ・子どもの頃からお互い様の精神を教育する。 	

- ・子どもの頃から親が教育すべき。
- ・交流教育やふれあいの場に積極的に参加する。
- ・同じ人間として毎日接することが大事。

《福祉教育の具体的手法》

- ・小中学校での交流学习
- ・会社からボランティアを募って福祉活動
- ・義務教育で道德の時間を増やし、人を思いやる心を育む
- ・障がいのある人とない人との交流教育
- ・広報、講演での福祉教育

別府市の取組状況

1 小中学校における障がいに関する福祉教育の状況

(1) 障がいのある子どもに対する実際の支援の向上に向けて

① 市全体で推進

＜県の研修会への参加＞

- ・特別支援教育コーディネーター専門研修
- ・特別支援教育コーディネータースキルアップ研修

＜市の研修会の実施＞

- ・特別支援教育担当者研修
- ・特別支援教育コーディネーター研修
- ・「別府市いきいきプラン」支援員研修

＜専門家による相談会の実施＞

- ・就学児童対象の就学・支援に関する相談

② 各学校で実施

＜支援に関するケース会議＞

- ・特別支援学校教員・S V・医師・教育相談員等の招聘

＜巡回相談活用＞

- ・支援に関することの相談

＜校内就学指導委員会＞

- ・就学環境についての検討・指導

(2) 児童生徒相互の理解促進に向けて

① 市全体で推進

- ・校内での交流の促進

② 各学校独自

- ・特別支援学校との交流

(3) 障がいや障がい者に対する理解

① 市全体で推進

- ・人権授業による理解促進

② 各学校独自の取組

- ・障がいのある方々との交流
- ・講師として招聘
- ・職場体験学習 等

2 小中学校における障がい者の人権に関する学習の取組状況

(1) 教職員の資質向上に向けて

- ・障がい者の人権問題について理解を深めるための各種研修回への参加促進
- ・ビデオやDVD視聴による学習
- ・特別支援学校との交流のあり方やこれまでの成果や問題点についての協議
- ・講師による「ADHD」についての研修
- ・講師による「障がい児教育のあり方とその支援について」の学習会

(2) 児童生徒に対して

- ・特別支援学校との交流促進
- ・異年齢集団の縦割り班活動
- ・中学校を中心とした職場体験活動の実施
- ・ビデオやDVDを用いた学習
- ・人権作文・標語・ポスターの作成・表彰

論点	
項目： 相互理解の促進	どうすれば、障がいや障がいのある人に対する理解が深まるのか？
細目： 交流	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人とない人との交流をどのように推進していけばよいか？ ・ 障害者団体意見交換。 ・ 地域における交流の場づくり。 ・ 普通校での障がい当事者との交流。 ・ 普通校（ならびに特別支援学級）と特別支援学校との交流。 ・ 障がい当事者と市民との交流、啓発活動。 ・ 情報の共有。 ・ アクセス。 ・ 機会の提供。 ・ 機会及び頻度の現状把握。 ・ 課題点把握。 ・ 地域参加、地域の受け入れ体制。 ・ 障がいのある方も、ない方も一緒に行える行事や活動はどのようなものがあるか？ ・ 身近な地域において交流を根付かせていくためにはどのような取り組みをすればよいか？
市民からの意見	
<p>(障がいのある人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人同士で、お互いの生活を知る必要がある。 ・ 障がいのある人同士での交流の場を持つのがよいと思う。 ・ いろいろな立場の人の意見を聞いてみたい。 ・ 障がいのある人が外に出ていくことで、社会が変わると思う。 ・ 障がいのある人同士で集まって話せる機会を増やしてほしい。 ・ 同年代の人とのふれあいがほしい。 ・ 障がいのある人とない人との当たり前の交流が必要。 ・ 地域の方が定期的に訪れてくれるので、心強い。 ・ 世間に疎外される。 ・ 地域の方が迷惑がる。 <p>《交流の具体的手法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 隣人とのコミュニケーション ・ 地域の行事に参加 <p>(障がいのない人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの頃から、ふれあう機会（場）があれば良いと思う。 ・ 障がいのある人も閉鎖的にならず受け入れてほしい。 ・ 障がいのある人との接し方が分からず困ることがある。 ・ 障がいのある人が障がいのない人に近づこうとしないこともある。 	

- ・障がいのある人同士で仲間意識をもてるようなものがあればと思う。
- ・様々な場所で障がいのある人とふれあい理解していけるような取組が必要。
- ・隣近所とのお付き合いを大切にする。

《交流の具体的手法》

- ・地域単位での交流
- ・学校での交流
- ・スポーツ
- ・カラオケ
- ・レクリエーション
- ・保育園、幼稚園で積極的に障がいのある子を受け入れる
- ・中学生や高校生などが一緒に参加できるイベントや体験
- ・家族間での交流
- ・愚痴を言える場所の確保

別府市の取組状況

- 1 毎年度、知的障がい者（児）交流・研修会を開催している。

【平成23年度開催状況】

目 的：在宅の知的障がい者（児）と家族が集団生活を通じ、お互いのふれあいを図りつつ日常生活の正しい知識等を取得し社会参加への促進を図るとともに、家族や介護者、施設関係者や行政がコミュニケーションの場を設け、「ひとりで頑張る介護」から在宅サービスを利用した「社会とともに支える介護」へ介護方法を転換していくことを目的とする。

日 時：平成23年10月2日（日）

場 所：九州自然動物公園アフリカンサファリ

参加者数：67人

事業費（予算額）：529千円【財源内訳：国庫1/2以内、県1/4以内、一般財源】

- 2 毎年度、在宅心身障がい者のつどいを開催している。（啓発・広報の再掲）

- 3 福祉バス借り上げ事業を実施している。

【平成22年度実施状況】

目 的：身体障害者（児）及びグループの地域における社会活動参加を促進することを容易にし、福祉の向上に寄与することを目的とする。

利用対象者：市内に居住する障害者及び障害者が必要とする介護者

利用対象：①県・市及び社会福祉団体等が行う行事等に参加するとき

②障害者が機能訓練等に必要なとき、または研修及び交流に利用するとき

利用範囲：原則として、県内

助成限度額：福祉バスの借り上げに要する費用の9万円

事業費（決算額）：902千円【財源内訳：国庫1/2以内、県1/4以内、一般財源】

助成件数：17件

4 リフト付タクシー料金に対する助成をしている。

【平成22年度実施状況】

目 的：重度身体障害者の社会参加を促進することを目的とする。

対象者：下肢及び体幹機能障がいの2級以上（車いす使用者等）の人

助成額：リフト付タクシーの基本料金の9割（10円未満切捨て）

利用限度：年48回（月4回）

利用できるタクシー会社：関汽タクシー(株)、(株)亀川交通、別府大分合同タクシー(株)

事業費（決算額）：12,516千円【財源内訳：一般財源】

利用券交付者数：433人

5 市立小中学校と特別支援学校との交流は、学校独自の指導計画により実施している。（福祉教育の再掲）

論点	
項目： 相互理解の促進	どうすれば、障がいや障がいのある人に対する理解が深まるのか？
細目： その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者、家族の声の把握と共有化。 ・ 直接差別、間接差別、合理的配慮の欠如についての理解の推進。 ・ 盲導犬等 ・ 当事者、家族の参加。
市民からの意見	
<p>(障がいのある人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外見だけではわからないことを理解してほしい。 ・ 障がい及ぼす生活や仕事への影響は、障がいの度合いだけではない。 ・ 理解を深めあう場を増やしてほしい。 ・ どんなによい条例をつくったとしても、障がいのある人の気持ちやつらさはわからない。 ・ 障がいのある人もない人もすべての人に合った制度設計をするべき。 ・ 一人ひとりのモラルの問題。 ・ 障がいのある人でも個々に状況が異なるので、きめ細かい対応が必要。 ・ 気軽に参加できる場がほしい。 ・ 障がいを理解してほしい。 ・ 障がいのある子どもを持つ親の気持ちは、一般の親には理解できないと思う。 ・ 障がい名だけで人を判断しないでほしい。 ・ 障がいのある人の存在を認めてほしい。 <p>《相互理解全般の具体的手法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人で社会的に活躍している人をアピールする ・ 相互に参加できるスポーツ大会の充実 ・ 相互に参加できるお祭りの充実 ・ 地域ごとでの勉強会を実施 ・ 心臓マークをつくる <p>(障がいのない人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人を受け入れる心が必要。 ・ 障がいのある人を知る必要がある。 ・ 障がいのある人の意見を聞くことが必要。 ・ 自分が障がいのある人になった場合を考える。 ・ 障がいのある人を温かく見守るべき。 ・ 障がいのある人を個人として見る。 ・ 障がいのある人だからといって特に意識せず、普通（自然）に接する。 ・ 理解を深めあう場がたくさんあるとよい。 ・ 障がいのある人に対する接し方が分からないので、支援の仕方が分からない。 	

- ・障がいのある人の中にも、いい人悪い人、支援してほしい人してほしくない人などの差がある。
 - ・障がいのある人に関心を持つ。
 - ・施設の理解と家族への配慮が必要。
 - ・障がいのある人から表現しないと、どうしてほしいのかわからない。
 - ・障がいのある人のニーズをきちんと把握するべき。
 - ・障がいのある人を尊重する。
 - ・地域で支えることが必要。
 - ・お互いに助け合うことが必要。
 - ・障がいのある人それぞれに合った相当の援助をする。
 - ・行動できる勇気を持つ
 - ・人間を好きになること
 - ・心の問題
 - ・障害のある人もない人も、お互いに意識を変える必要がある。
 - ・思いやりの心が大事
 - ・感謝の気持ちでふれあう
- 《相互理解全般の具体的手法》
- ・障がいのある人の模擬体験
 - ・福祉講座や講演会への参加
 - ・ボランティア活動の実施
 - ・ボランティア活動の育成
 - ・ボランティア活動した者への優遇措置
 - ・公務員の採用試験資格にボランティア経験を入れる
 - ・スーパー等にサポートセンターを設置
 - ・障がいのある人への援助の基準をつくる
 - ・市職員が休日に率先して行動する
 - ・市職員の研修

論点

項目： 権利擁護

どうすれば、障がいのある人の権利を擁護できるか？

- ・ 権利侵害に関する相談先と解決方法。
- ・ 障害者基本法との整合性。
- ・ 家庭、職場、施設、病院、学校等での虐待防止について。その支援と仕組みづくり。
- ・ 障害者差別禁止法との整合性。
- ・ 国連の障害者権利条約との整合性。
- ・ 知る権利。
- ・ 偏見及び差別の現状把握と啓発活動の在り方。
- ・ 家族自身が抱える問題（家族自身の差別意識）。
- ・ どうすれば、障がいのある人の権利を擁護できるシステムができるのか？
- ・ 家族への権利擁護。
- ・ 障がい者差別とは何か？
- ・ 差別事例への対処窓口のあり方。
- ・ どんな重度の障がいを持っていようと地域に住み社会資源を使い自立生活をする権利。

市民からの意見

(障がいのある人)

- ・ 選挙の投票における合理的配慮が必要。
- ・ 当事者の気持ちを考えない対応を改めてほしい。
- ・ 障害（障がい）という言葉をかえてほしい。なくしてほしい。
- ・ 奇異の目が辛い。
- ・ 障がい者の存在自体を根本から考え見直すことが意識改革につながる。
- ・ 外見だけで判断されては困る。
- ・ 障害者の特性に応じた合理的配慮が必要。
- ・ 制度面の不便さを感じる。
- ・ 障がい者が普通に暮らすことは、現実的には難しい。
- ・ 当事者が声を上げることが大事だ。
- ・ 大分県人は、幼少から障がい者に対する間違った印象を植え付けている。
- ・ いじめを受けて、自殺も考えた。
- ・ 障がいの有無にかかわらず、普通に接してほしい。
- ・ 施設の職員の理解がない。
- ・ 障がいのあることを悪用される。

《権利擁護の具体的手法》

- ・ 相談窓口をはじめとする仕組みの具体化

(障がいのない人)

- ・ 障害者という言葉がなくしてほしい。
- ・ 障がいのある人が、障がいを理由に権利を主張しすぎる。

別府市の取組状況

1 差別をなくす市民の集いを実施している。(啓発・広報の再掲)

2 成年後見制度利用支援事業を実施している。

【平成22年度実施状況】

目 的：民法に規定する審判の請求を行うことが困難なものに代わって市長が申し立てを行う手続及びその費用の負担と本人等が審判の請求を行うに際しての費用の補助及び成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）に要する費用の補助を行う。

対象者：成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者

（審判請求手続に要する費用の負担）

負担の範囲：裁判前の手続及び裁判の告知の費用

（審判請求等に対する補助）

補助の範囲：審判の申立てに必要な申立手数料、通信用の郵券代、登記印紙代及び鑑定費用並びに成年後見人等に対する報酬及び事務費等

事業費（予算額）：391千円【財源内訳：国庫1/2以内、県1/4以内、一般財源】

事業費（決算額）：0千円

3 市内52の投票所において、バリアフリー化及び点字器を設置することで、選挙における投票しやすい環境づくりを実施している。

《今後の取組》

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）

公布日：平成23年6月24日

施行日：平成24年10月1日

目 的：障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定 義：「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。

障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策：① 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に

係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。

② 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

③ 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。